

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

由 仁 町

1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

2 促進計画の目標

1. 由仁町地域

(1) 現況

由仁町は、水稻を基幹作物として、小麦などの畑作物や野菜を中心に果樹・花き等の施設園芸作物や酪農・畜産など多様な農畜産物が生産されている。また、傾斜地が多いなどの立地特性から、農業生産活動等を通じ国土の保全、水源のかん養、良好な景観形成等の多面的機能を発揮している。しかし、担い手の高齢化、減少等により耕作放棄が増加等し、肥料や燃料等の生産資材も高止まりとなっており、厳しい状況におかれているため、これを補正する取組を行うことが必要である。

(2) 目標

(1)を踏まえ、由仁町では、法第3条第3項第1号に掲げる事業を推進するとともに、併せて、同項第2号及び同項第3号に掲げる事業も併せて行うよう働きかけることにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
①	由仁区域	法第3条第3項第1号に掲げる事業、同項第2号及び同項第3号に掲げる事業

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域

設定しない。

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

法第3条第3項第2号に掲げる事業の実施に関し、以下のとおり定めることとする。

(1) 対象農用地の基準

1) 対象地域及び対象農用地の指定

交付金の対象地域及び対象農用地については、次のアの指定地域のうちイの要件を満たす農振農用地区域内の農用地であって、1ha以上の一団の農用地とする。ただし、連担部分が1ha未満の団地であっても、集落協定に基づく農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が1ha以上であるときは、対象とする。また、連担している農用地でも傾斜等が異なる農用地で構成される場合には、一部農用地を指定することができる。

更に、一団の農用地において、田と田以外が混在しすべてが田の傾斜基準を満たしている場合においては、当該一団の農用地について、協定の対象となる農用地とすることができる。ただし、交付金の対象となる農用地は、田のみとする。なお、畦畔及び法面も農用地面積に加える。

ア 対象地域

過疎地域自立促進特別措置法の指定地域。(由仁町は全域が指定区域)

イ 対象農用地

(ア) 急傾斜農用地については、田1/20以上、畑、草地及び採草放牧地15度以上勾配は、団地の主傾斜により判定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回っても、当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には交付金の対象とする。

(イ) 自然条件により小区画・不整形な田

(ウ) 緩傾斜農用地(由仁町長の判断によるもの)

田1/100以上1/20未満、畑、草地及び採草放牧地8度以上15度未満の全てを対象とする。

(2) 集落協定の共通事項

なし

(3) 対象者

対象者は、集落協定又は個別協定に基づき、5年間以上継続して農業生産活動等を行う者とする。

1) 耕作、農用地管理等を行う者(農業生産法人、生産組織、第3セクター等を含む。)

を対象とする。農用地の所有者と作業の受託者等が共同して維持・管理を行っている場合等にあつては当事者間の話し合いによりいずれかを対象者とする。農業委員会等は、協定が円滑に締結されるよう、必要とあれば農用地の所有者と農業生産活動等を行う者との調整を行う。

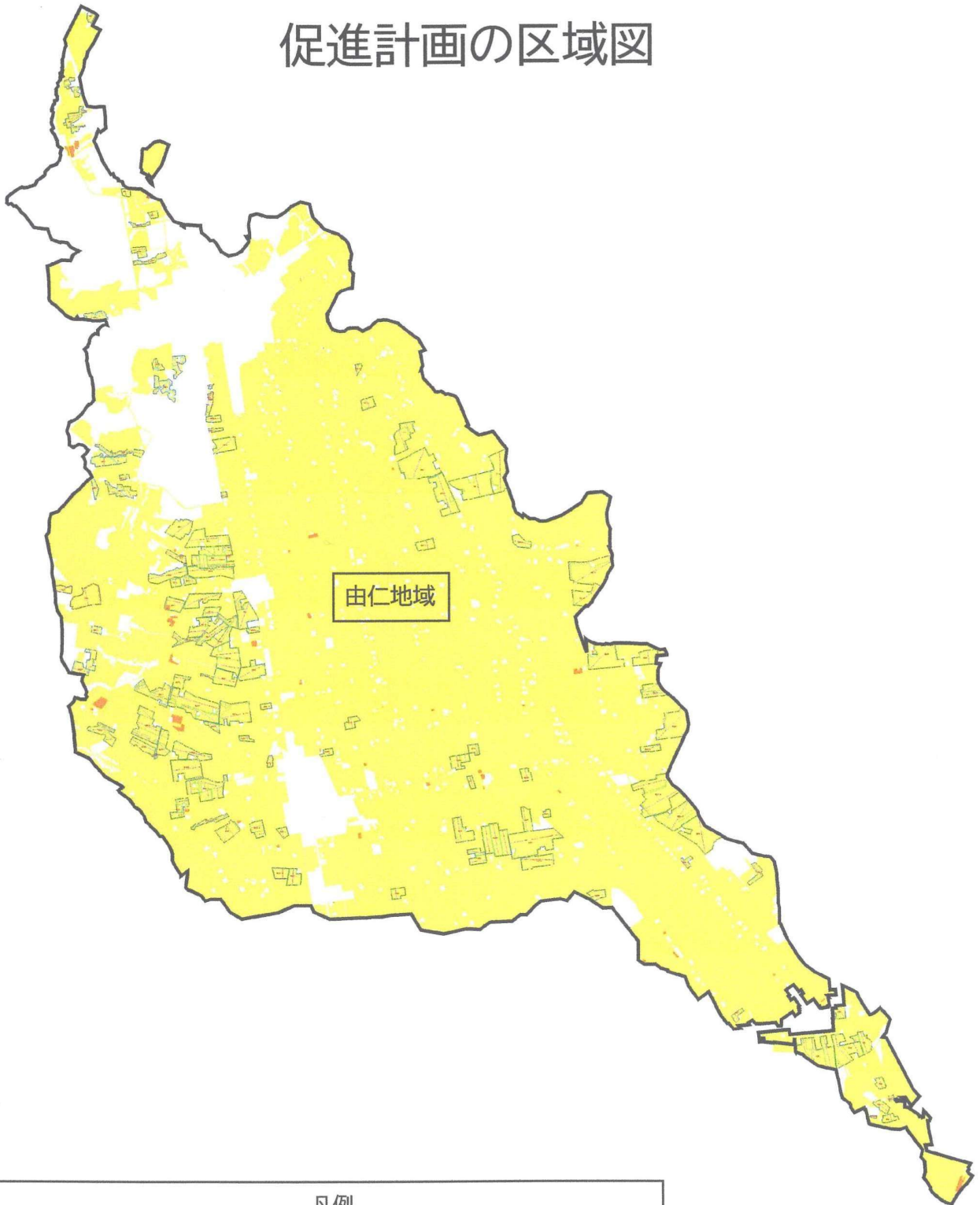
2) 特定農業者については、集落協定による直接支払いの対象としない（一団の農用地の下限面積との関係もあり、このような農業者の耕作する農用地も集落協定に含めることができるが、直接支払いの対象としない。）が、個別協定の対象とはする。ただし、当該農業者が水路・農道等の管理や集落内のとりまとめ等集落営農上の基幹的活動において中核的なリーダーとしての役割を果たす担い手として集落協定で指定された者であつて、当該者の農用地に対して交付される額を集落の共同取組活動に充てる場合は、直接支払いの対象とする。

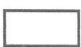

3) 認定農業者に準ずる者として由仁町長が認定する者とは、将来にわたり農用地を集積する対象者であり認定農業者を目指す者として集落内の合意を得た者で、集落協定において集落営農上の基幹的活動において中核的なリーダーとしての役割を果たす担い手として指名された者とする。

(4) その他必要な事項

なし

促進計画の区域図



凡例	
	1号・3号事業（多面的機能支払・環境保全型農業直接支払） 農業振興地域
	2号事業（中山間地域等直接支払） 農業振興地域内農用地区域